

個別避難計画について

1 概要

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、優先度の高い避難行動要支援者について、令和7年度までに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

弘前市では、優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進するため、まずは令和5年度にモデル事業を実施するとともに、そこで得た成果をもとに、令和6年度以降に全市展開し、計画の作成をすることとしています。

2 避難行動要支援者

市内に住む在宅の人で、次のいずれかの条件に該当し、避難に手助けを必要とする人（長期間施設に入所している人や病院に入院している人を除く。）

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人（同世帯に75歳未満の方がいても要支援者である場合はこれに含む。）
- ② 身体障害者手帳1～3級を持っている人
- ③ 愛護手帳（療育手帳）の「A判定」を持っている人
- ④ 精神保健福祉手帳1・2級を持っている人
- ⑤ 要介護の区分が、要介護3～5の人
- ⑥ そのほか、避難行動に支援を必要とする人（難病、歩行困難、日中に75歳以上の高齢者のみの状態になる人など。）

3 個別避難計画作成の現状

当市において、令和6年1月末時点の避難行動要支援者は1,404人、そのうち個別避難計画を作成済みの者は288人であり、作成率は全体の約2割となっています。

また、避難行動要支援者の心身の状態や被災リスクを掛け合わせて優先度をA～Dの4段階に設定しており、そのうち優先度が最も高いAで個別避難計画未作成の者は約46人となっています。

なお、優先度については、要支援者のうち、以下の条件を満たす方を優先度が高いAとしています。

【避難行動要支援者の心身の状態】

- ・身障手帳「1級」・愛護手帳「A判定」・精神手帳「1級」・要介護4～5

【災害リスク】

- <浸水被害>・0.5m以上の地域に住む。
 - ・0.5m未満の地域だが、平屋建て若しくは集合住宅の1階に住む。
- <土砂災害>・市内全ての警戒区域、特別警戒区域に住む。

<モデル事業>

モデル事業では、これまでも個別避難計画作成の際に課題となっている「避難支援を行う地域支援者の確保」と、「実効性のある個別避難計画の作成」の解決に向け、令和5年11月～12月にかけて、以下の内容で実施しました。

- ・ 市内の相馬地区全町会、文京地区三岳町会の二地区で実施。
- ・ 優先度Aの対象者について、民生委員や地域包括支援センターによる個別避難計画の作成支援を実施。
- ・ その後、それぞれの地区で個別避難計画作成の目的や、地域の災害リスク等の共有などを目的とした地域説明会を実施。
- ・ 併せて、民生委員や地域包括支援センターの支援により計画を作成した対象者について支援会議を実施。（参加者：対象者本人、民生委員、地域包括支援センター、町会、自主防災組織、福祉専門職、市）
- ・ 完成した個別避難計画は、対象者本人、地域支援者、支援会議参加者に共有。

市では、モデル事業の実施により、さらなる意見が出されたことを受け、様式や実施方法などの見直しを図っています。

4 NHK地域ミーティング 令和6年3月9日開催

市では、個別避難計画の作成推進にあたり、地域住民と行政をつなぎ、さらなる理解を深めるための取り組みとして、NHKと共同で、避難行動要支援者の避難支援に係る地域ミーティングを実施しました。

<対象>

- ・ 岩木川流域の4町会（亀甲町町会、宮園町会、西部仲町町会、栄町町会）

<参加者>

- ・ 避難行動要支援者とその家族
- ・ 町会関係者（町会長など）
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 福祉サービス事業者 など

※対象町会以外の町会長、自主防災会長、地区民生委員児童委員協議会長及び副会長なども見学参加。

<内容>

- ・ 説明会（地域の災害リスク、個別避難計画作成状況について）
- ・ 動画視聴（NHK動画）
- ・ グループワーク（町会ごと）

5 今後のスケジュール

令和6年度～令和7年度

- ・ 出前講座メニュー新設

地域の災害リスクや避難行動要支援者数などの情報共有、個別避難計画の作成に向けた話し合いなど。

- ・ 全体説明会

町会連合会、民生委員児童委員協議会、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、地域包括支援センター等を対象に、避難行動要支援者名簿登録制度及び個別避難計画作成推進事業について説明し、それぞれの役割を明確にした上で、主体的な実施・参加・協力を依頼する予定です。